Ⅴ．税制改正

事　　項	税　制　改　正　内　容
１．PFI法の選定事業として整備される公共荷さばき施設等に係る特例措置 <拡充及び延長>	○PFI事業者による効率的なコンテナターミナルの整備・運営を推進するため、平成11年度より講じられてきた公共荷さばき施設等に係る特例措置を延長するとともに、港湾管理者の認定を受けた民間事業者が整備する公共荷さばき施設等に対象を拡充する。 ・不動産取得税・固定資産税・都市計画税：課税標準１／２
２．外貿埠頭公社からコンテナ埠頭を承継する指定会社等が取得する固定資産に係る特例措置 ＜拡充＞	○外貿埠頭公社が指定会社等に移行した後に、国の無利子貸付制度の適用を受けて整備を行った施設について、特例措置を拡充する。 ・固定資産税・都市計画税 （現行） 公社から指定会社等へ承継したコンテナ埠頭に係る措置 ・旧公団から公社が承継したコンテナ埠頭 課税標準３／５（承継後10年間） ・公社が解散までに取得したコンテナ埠頭（上記除く） 課税標準１／２（承継後10年間） （拡充） 指定会社等が国の無利子貸付制度の適用を受けて整備を行った施設 課税標準１／２（承継後10年間）
３．外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置 ＜延長＞	○外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置の適用期限を２年延長する。 ・固定資産税・都市計画税： 旧公団から承継した一定規模以上のコンテナ埠頭 課税標準３／５ 平成10年３月31日までに取得した一定規模以上のコンテナ埠頭 課税標準１／２ 平成10年４月１日から平成18年３月31日までに取得した大規模コンテナ埠頭 課税標準１／５（当初10年間）、１／２（その後） 平成18年４月１日から平成22年３月31日までに取得する大規模コンテナ埠頭 課税標準１／２
４．廃油処理施設の油水分離装置等に係る特例措置 ＜延長＞	○廃油処理施設の油水分離装置等に係る以下の特例措置の適用期限を延長する。 ・所得税・法人税：特別償却14%（ただし、構築物については10%） ・固定資産税　　：価格の１／６（新設の場合） 価格の２／３（優良更新の場合）